

## ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱の運用について

### 1 趣旨

「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」（以下、「要綱」という。）を施行するにあたり、必要な事項を定め、要綱の適正な運用を図る。

### 2 排水管理計画書の作成等（要綱第4関係）

#### (1) ゴルフ場及びその周辺地図の作成

次により、ゴルフ場内の図面及び周辺地図を作成する。

ア ゴルフ場の排水系統（暗渠、明渠、敷地内の沢、調整池、池、場外への出口等）を把握（設計図、施工業者等で確認）し、各排水系統ごとの集水範囲及び敷地利用区分（グリーン、フェアウェイ、樹林地等）を含む排水系統図を2千5百分の1以上の図面を用いて作成する。

イ ゴルフ場の排水と関連のある河川等及び周辺の利水状況を把握し、原則として2万5千分の1の地図に示す。

#### (2) 排水管理計画書の作成

次の事項を明記した排水管理計画書を作成する。

ア 農薬の使用方針（使用量の低減対策、安全使用の方法等）

イ 排水管理対策（貯水池、調整池、排水経路等の整備）

ウ 排水監視体制（魚の飼育による水質監視、水質測定の実施内容等）

### 3 農薬使用管理責任者の選任（要綱第6関係）

農薬使用管理責任者は、農薬の使用、管理について、知識や経験を有する者を選任する。

### 4 農薬の使用計画（要綱第7関係）

(1) 農薬の選定に当たっては、農薬取締法（以下、「農薬法」という。）に基づく登録状況や「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」（平成29年3月9日付け環水大土発第1703091号環境省水・大気環境局長通知。以下「指導指針」という。）など、農薬に関する最新情報を確認する。

(参考) 農林水産省の農薬に関するホームページ <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

(参考) 環境省のゴルフ場農薬に関するホームページ [http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf\\_course.html](http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_course.html)

(参考) 北海道の農薬に関するホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/>

(2) 農薬の使用を計画しようとするときは、次の事項を十分考慮するとともに、農薬販売業者又は北海道農薬指導士など専門知識を有する者（以下、「専門家」という。）の助言等を受けるよう努める。

ア 適用病害虫、雑草の範囲及び使用方法

（適正な防除手段を組み合わせた総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management : IPM）を基本的な考え方とした適正な農薬の使用など）

イ 農薬の特性（効果、毒性等）

ウ 使用農薬のローテーション

エ 病虫害の発生状況

オ 使用場所の地形等

(河川に直結した排水溝に近い場所では流出しにくい剤型(粒剤等)や毒性の低い農薬を選択するなど)

- (3) 農薬法に基づく農薬使用計画書の提出先は、農林水産省北海道農政事務所(以下「国」という。)であり、ゴルフ場利用税対象外のゴルフ場については、農薬使用計画書の提出先は、環境生活部環境局循環型社会推進課とする。

## 5 危被害の防止(要綱第8関係)

農薬の散布に当たっては、容器等に表示されている使用上の注意事項を遵守するほか、次の事項を参考にして、危被害の防止を図る。

- (1) 農薬がゴルフ場の外に流出する前に十分に分解・減衰させるための調整池の適正な管理を行う。
- (2) 降雨により、散布した農薬の流出が予想されるときや、風の強い日には散布しない。
- (3) 住宅や公共施設等に隣接するゴルフ場での農薬散布は、風向きや時間帯等を考慮する。
- (4) 農薬を使用する場合には、散布の時期や天候、使用する範囲や量などに十分配慮する。
- (5) 農薬散布に従事する者は、次の事項について特に配慮する。
  - ア 睡眠と栄養を十分にとり体調を整え、体調の悪い場合は散布作業を控える。
  - イ 農散布前には、必ずラベルに記載された使用方法や使用上の注意事項等を十分に読んで理解する。
  - ウ 農薬の調製及び散布作業中は、マスク、手袋、眼鏡等を着用し体を防護するとともに風向きに注意して、できるだけ農薬を浴びないようにする。
  - エ 散布作業後は、うがいをし、入浴するなどにより全身を十分に洗うとともに、十分な睡眠をとるよう努め、体調が優れない場合には、安静にし、軽度であっても直ちに医師の診断を仰ぐ。

## 6 農薬の保管管理(要綱第10関係)

### (1) 保管管理

- (ア) 農薬保管中の盗難・紛失や目的外使用等を未然に防止するため、保管庫の施錠等の管理を十分に行う。
- (イ) 農薬の保管庫は、農薬が飛散、流出、地下に浸透するなどのおそれのない構造にする。

### (2) 運搬

農薬を運搬する際には、容器等の破損などにより、飛散、流出することのないよう注意する。

## 7 廃棄物の処理(要綱第12関係)

- (1) 農薬の残余、空容器及び空袋は、河川や湖沼(以下「河川等」という。)に流出、散乱することのないよう廃棄するまで適切に保管し、処分する場合には、関係法令等を遵守する。
- (2) 農薬を使用した器具類の洗浄に当たっては、洗浄に使用した水が河川等に流出することのないよう、未散布のコースに散布するなど、適正に処理する。

## 8 水質測定の実施（要綱第14関係）

### (1) 採水地点（別図参照）

- ア 最終調整池の放流口、場内を沢水が通過する場合は、沢水が敷地境界から流出する地点など
- イ 場内で利用している井戸水

### (2) 測定項目

- ア 除草剤、殺虫剤、殺菌剤の種類ごとに、使用量の多い農薬の主成分とする。
- イ 窒素、リンについても測定することが望ましい。

### (3) 採水時期

採水は、原則として、測定の対象とした農薬の散布後1週間以内に行い、可能な限り、降雨直後に行う。

### (4) 水質測定の頻度

除草剤、殺虫剤、殺菌剤の種類ごとに、年1回以上とする。

但し、ゴルフ場周辺に水道水源等の利水がある場合等は、測定の頻度を多く設定することが望ましい。

### (5) 分析

指導指針の2(6)に示す方法によること。

## 9 帳簿の備付

次の帳簿を備え付け、農薬の適正な使用・管理及び排水の自主管理を行う。

- (1) ゴルフ場及びその周辺地区並びに排水管理計画書（要綱第4関係） 別記標準様式1
- (2) 農薬使用管理責任者選任書（要綱第6関係） 別記標準様式2
- (3) 農薬使用記録簿（要綱第9関係） 別記標準様式3
- (4) 農薬受払簿（要綱第10関係） 別記標準様式4
- (5) 水質測定結果記録表（要綱第14関係） 別記標準様式5

## 10 事故発生等の措置及び連絡（要綱第16関係）

- (1) 農薬の流出により、周辺住民、動植物、水道水源等に影響を及ぼすおそれがあるときは、次の事態などをいう。
  - (ア) 農薬の散布中又は散布直後に降雨があった場合
  - (イ) 貯水池等で飼育している魚等に異常があった場合
  - (ウ) 井戸水から農薬が検出された場合
- (2) 事故等が発生した場合には、要綱に基づき管轄する(総合)振興局保健環境部環境生活課（以下、「振興局」という。）に連絡するほか、別記標準様式6により、事故の状況及び措置について、速やかに振興局を經由し知事に報告する。

## 11 参考事項

### (1) 貯水池等の整備

貯水池等は、農薬の分解及び希釈効果等の観点から整備を図る必要がある。

(2) 水質の自主測定

自主測定は、排出水の状態を自ら把握し、安全の確認や必要な対策を行う上で、是非とも必要である。

(3) 魚の飼育による水質管理

ゴルフ場の貯水池等で魚を飼育し、観察することにより、排出水の水質などの状態を比較的容易に判断できる。

附則 この運用は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この運用は平成 16 年 1 月 27 日から施行する。

附則 この運用は平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附則 この運用は平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附則 この運用は平成 29 年 4 月 11 日から施行する。

附則 この運用は平成 30 年 12 月 14 日から施行する。